長野県環境審議会議事録

日 時: 平成31年3月19日(火)

午前10時から午後0時6分まで

場 所:長野県庁議会棟 第1特別会議室

出席委員

打越綾子委員、大島明美委員、太田信子委員、大和田順子委員、織英子委員、加々美貴代委員、唐木一直委員、北島直樹委員、才川理恵委員、 杉本幸治委員、中村義幸委員、林和弘委員、平林公男委員、 椙田達也特別委員代理、奥山正樹特別委員、宮澤俊輔特別委員、 堀内崇志特別委員代理

以上 17 名

長 野 県 環 境 審 議 会 議 事 録

日 時 平成31年3月19日(火) 午前10時~午後0時6分

場 所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

司会

定刻となりましたので、ただいまから平成30年度 第4回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。

初めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、備前光正委員、福江佑子委員の2名から欠席との連絡をいただいております。

これによりまして、本日の審議会は、委員数 19 名に対しまして、 出席者 17 名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」 第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告 申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、高田環境部長よりあいさつを申 し上げます。

高田環境部 長

本日は、平成30年度最後となります第4回長野県環境審議会の 開催をお願いしましたところ、委員の皆様には、年度末のご多用の 中、ご出席いただき、ありがとうございます。

審議会の開催にあたり、本県の環境行政における最近の動きや 今後の取組について、ご説明申し上げます。

はじめに、先の2月定例県議会におきまして、平成31年度予算が可決成立いたしました。平成31年度におきましても、2年目を迎える「しあわせ信州創造プラン2.0」及び「第四次長野県環境基本計画」に基づき、県民、事業者、行政など、あらゆる主体の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、持続可能な社会の構築に向け取り組んでまいります。

気候変動対策に関しましては、皆様ご承知のとおり、昨年 12 月に開催された C O P 24 で、パリ協定の実施ルールが採択されました。また、同じ 12 月には、「気候変動適応法」が施行されました。

そこで、県ではこの4月に、気候変動の影響及び適応に関する拠点として「信州気候変動適応センター」を設置し、気象情報の収集や影響の分析を行うとともに、幅広い分野での効果的な適応策の創出を支援してまいります。

6月15日から16日にかけまして開催される「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」

に向けましては、去る今月7日に「会合開催 100 日前記念イベント」が軽井沢町で開催されるなど、開催に向けての機運醸成が図られているところでございます。

今後とも、会合の開催を通じまて、本県の魅力を国内外に発信するとともに、県の環境・エネルギー政策を更に進展させるべく準備を進めてまいります。

G20 でのテーマの一つになるともいわれております海洋プラスチック対策に関しましては、本年1月、国が設けた「プラスチック・スマート」キャンペーンに本県も登録いたしまして、レジ袋削減や不法投棄防止対策等の取組について情報発信しております。

今後も、プラスチックと賢く付き合う、いわゆる「プラスチック・スマート」の機運醸成に向けた取組を、関係機関と連携して進めてまいります。

自然公園に関しましては、希少な自然を厳正に保護するとともに、傑出した自然景観を活かした公園の利活用を図り、地域振興にもつなげていくこととしております。

本日の審議会では、その一つであります中央アルプス県立公園 につきまして、国定公園化を前提としました県立公園の指定解除 と、公園計画の廃止のご審議をいただく予定でございます。

また、「第二種特定鳥獣管理計画 (第4期二ホンザル管理)」の策定につきましては、これまでのご審議をふまえまして、林務部で作成した計画の答申案についてご説明し、ご審議をお願いすることとしております。

委員の皆様には、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜ります ようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けした資料が、資料1から4です。大変恐縮ですが、お届けした資料にいくつかの修正点がありますので、差替え資料として、資料2-4、2-5、3-1、3-2、4-1をそれぞれ机上にお配りしてございます。

また、会議次第と出欠名簿のほか、追加資料として平成30年版長野県環境白書の概要版を机上に配布してございます。

なお、差替え前の資料につきましては、会議終了後に机上に残していただければ当方で回収させていただきます。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「中央アルプス県立公園の指定解除及び公園計画の廃止について」の諮問、「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンザル管理)の策定について」の答申の2件、報告事項といたしまして、「長野県環境エネルギー戦略(第三次長野県地球温暖化防止県民計画)の進捗状況につ

いて」、「平成30年版長野県環境白書について」、「平成31年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」の3件でございます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平林議長

年度末のお忙しいところお集まりいただきありがとうござます。それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をどうぞお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、唐木一直委員と杉本幸治委員にお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。

まず、長野県知事から本審議会に諮問がございます。

高田環境部 長

長野県知事から長野県環境審議会に対し1件諮問いたします。

「中央アルプス県立公園の指定解除及び公園計画の廃止について」でございます。

どうぞよろしくご審議の程、お願い申し上げます。

平林議長

ただいま諮問をいただきました。お手元にお配りしており ますものがその写しでございますので、ご確認ください。

それでは審議に移りたいと思います。

1件目は審議事項ア、ただいま諮問いただいた「中央アルプス県立公園の指定解除及び公園計画の廃止について」でございます。

本件は、長野県立自然公園条例第4条第1項の規定による県立 自然公園の指定の解除、及び同条例第6条第1項の規定による公 園計画の廃止に当たり、当審議会に意見を聞かれているものです。 それでは、幹事から説明をお願いします。

春日自然保護課長

自然保護課長の春日でございます。

「中央アルプス県立公園の指定解除及び公園計画の廃止について」ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。まず、全体の概要を説明いたしま す。

1の指定解除及び公園計画廃止の目的ですが、中央アルプス県立公園の国定公園化を前提としたものです。

次のページに関係法令の抜粋を記載しておりますが、長野県立

自然公園条例の第4条に県立自然公園の指定・解除をしようとするとき、また、第6条に公園計画を廃止・変更をしようとするときは、本審議会の意見をお聴きする規定となっております。

また、下段の自然公園法ですが、国定公園の指定に関しては、法第5条第2項に、「環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会(国の中央環境審議会)の意見を聴き指定する」こと、また、国定公園の公園計画の決定につきましても、第7条第2項に、「環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会(国の中央環境審議会)の意見を聴いて決定する」ことが規定されています。このため、本日の審議会では、県立自然公園の指定の解除、及び公園計画の廃止についてお諮りするものです。

1ページ目にお戻りいただき、2の国定公園化の取組、3の県立公園の指定区域及び公園計画については、後ほど説明させていただきます。

4の指定解除及び公園計画の廃止の予定日につきましては、環境大臣による国定公園の指定、及び公園計画決定の日と同日を予定しております。

5のその他ですが、国定公園の公園計画書長野県案(資料1-5)を、参考までにお配りしております。

それでは、2の国定公園化の取組についてご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

1の中央アルプス県立公園の概要です。本公園は、4ページの区域図のとおり、木曽駒ケ岳の北側から大平峠・風越山に至る木曽山脈の一帯と、恵那山、上松町の寝覚の床、及び南木曽町の田立の滝周辺の飛地から構成されており、面積は3万5千 ha 余となっています。

利用者数については、図のとおり、平成26年の御嶽山噴火の影響により、木曽谷側の利用者が減少したことから、一時的に利用者数は落ち込みましたが、その後は80万人近くに回復しています。

2のこれまでの取組ですが、平成27年度に実施した県立公園の 点検・検討では、中央アルプス県立公園については、①国立・国定 公園化を目指すべき、②保護と利用のバランスが重要、などの意見 があり、これを受け、国定公園化の検討を開始したところです。

その後の取組状況としては、国定化に関する検討組織の発足、環境調査の実施、公園計画素案の作成等を進め、本年度には地元市町村や、民間事業者等関係者の意見を集約した公園計画のたたき台について、中央アルプス自然公園保護・活用推進協議会や、3地域での地元説明会等で説明し、ご意見をお聴きしたところです。

これら取組を進める上では、駒ケ根市を始め地元市町村や関係の皆様に様々なご協力をいただき、感謝申し上げます。

次のページをお願いします。「国定公園化の趣旨」ですが、中央

アルプスは国内でも有数の氷河地形を有し、ロープウェイで容易にアクセス可能という特徴がありますが、その一方で観光客等、人の活動による影響を受けやすい状況にあります。このため、県立自然公園では設定できない「特別保護地区」を、新たに設定することによる一層の保全と、国定公園化による知名度の向上といったメリットを活かした、適正な利活用の推進を図りたいと考えております。

国定公園化のポイントですが、現行の県立公園区域をそのまま 国定公園区域とします。ただし、公園面積については、精度の向上 した最新のGIS計測の結果、310ha 程の減少となります。

また、ページ下段の図でオレンジに着色した、千畳敷から木曽駒ケ岳にかけての区域は、千畳敷カール、氷河湖である濃ヶ池、積雪の重みで礫が石畳状になったペーブメントなど、全国的にも極めて希少な氷河地形があり、かつ利用者が集中している区域であることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区に設定することを計画しています。

また、事業計画といたしまして、登山者の踏み荒らしや降雨等により高山植物の植生荒廃が進んでいる箇所があることから、自然再生施設等の保護施設を計画すること、利用施設計画においては、地元要望や利用実態を反映し、公園全体の適切な利用に必要な施設を積極的に盛り込むこと、生態系維持回復事業計画として、生態系への影響の拡大が懸念されるニホンジカ食害対策を盛り込んでいます。

区域の指定・公園計画の決定等は、先ほど申し上げたとおり環境 大臣の所管事項となりますが、公園内の許認可権限については、これまでどおり知事の所管事項です。

次のページをお願いします。自然環境の状況に応じ、公園内に地種区分を設定しますが、地種区分ごとの内容は表に記載のとおりです。国定公園化に伴い、第 1 種特別地域の一部を特別保護地区に設定するほかは、これまでの県立公園における地種区分と変更はありません。

表欄外に記載のとおり、特別保護地区では一切の動植物の捕獲・ 採取が禁止となり、第1種以下の特別地域に比べ厳しい規制がか かることとなります。

下段の国定公園化の手続きですが、図に記載の流れとなります。 本日の審議会での県立公園の指定解除等の審議がフロー図の②に あたりまして、ご了解いただけましたら、県内部の手続きを経て、 早期に③の環境省へ申し出してまいりたいと考えております。申 出後、環境省においては、環境省案の作成、中央環境審議会の審議 等を経て、環境大臣が指定を決定することとなります。また、国定 公園の指定に合わせ、県立公園の指定解除及び公園計画の廃止を、 県報告示する手続きとなります。

なお、これまで、中部森林管理局、信越自然環境事務所には、国 定公園化に関し、多大なるご協力をいただきましたこと、御礼を申 し上げます。

次に資料1-3、長野県立自然公園計画書をご覧ください。

表紙の次の1ページに記載のとおり、中央アルプス県立公園については、昭和26年11月に公園区域が指定され、最下段、昭和50年10月の公園計画変更が最終変更となっています。

3ページ以降には、公園区域、特別地域、利用計画の内容が記載されております。資料 1-4 は中央アルプス県立公園区域及び計画図で、県立公園区域につきましては、新たに設定する特別保護地区を除き、先ほどご覧いただきました国定公園計画図案と同様です。説明は以上です。

なお、中央アルプスの希少な自然は、人の活動による影響を受け やすい状況にあり、早期に国定公園化し特別保護地区を設け、厳正 に保護を図る必要があること、また地元市町村におきましても早 期の国定公園化を望んでいることから、大変恐縮でございますが、 本日ご答申をいただければ幸いと考えておりますので、よろしく ご審議の程お願い申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。では、幹事の方からご説明をいただきましたとおり、現在は県立公園になっておりますので、県立公園を廃止し、それに伴って国定公園化するということ、それから最後の方にお話がありましたとおり、できればこの会議で結論を出して答申をいただきたいというご要望があったところです。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。

織委員

織です。質問させてください。

国定公園化によって特別保護地区が設定されますと、原始状態を保持するということで軽易な行為でも制限を受けるということですが、例えば従前の自然資源を利用して種々の経済活動を行っていた団体などに対する影響、国定公園化にむけた取組の中でそういった団体から何か心配や懸念の声といった何か相談事例が上がってきているのかどうか、経過について教えていただきたいと思います。

平林議長

幹事の方からご説明をお願いします。

春日課長

まず、特別保護地区に設定することで、現在行われている経済活動に係る影響についてのご質問でございます。

先ほどご説明を申しあげましたとおり、特別保護地区は厳正な 規制が設定されますが、自然公園制度の目的のひとつに希少な自 然の保全が、もう一つは適正な利活用がございます。その趣旨か ら、公園事業という概念があり、自然公園に真に必要な施設につい て公園事業として位置付け、保護と適正な利活用の推進を図って いるところです。現在本公園で行われております千畳敷ロープウェイでありますとか、利活用に必要な施設につきましては、公園事 業として位置付け、引き続き事業を実施していただけるよう考え ております。

また、公園計画案の中には、地元市町村の意向を踏まえ、避難小屋などについて新たに公園計画に位置付け、本公園をより安全に利用にしていただくために必要な計画としております。

二点目の、実際に事業を営んでおられる方々からどのような意見があったかということでございます。

事業者の方々につきましては、個別にご説明を申し上げるとと もに、3地区において説明会を開催させていただきました。

事業者の方々からは、特別保護地区に設定されることの影響等 ご質問をいただきましたが、ご説明申し上げご納得をいただいた ところです。

織委員

ありがとうございました。利活用の促進と地元への利益還元について、一層心を配っていただきたいと思います。以上です。

平林議長

他にいかがでしょうか。

中村委員

中村です。私は毎週駒ケ根に行って感じることですが、交通網が すごいということです。中央道があり、リニア中央新幹線ができる ということで、観光客が増加する地域だと思いますので、国定公園 化は待ったなしかなと思います。山に囲まれてアルプスが見えな い状態で駒ケ根に来るとわっと見えてくるあの風景を壊さないよ うにしていただきたい部分と、あの辺りは山に対して横の道では なくて縦の道で入ってくるところなので、これから観光客が増え た場合にかなり荒らされる部分も多いのかなと思いますので、是 非いい方向で公園化していただきたいと思います。

平林議長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

宮澤特別委 員

中部森林管理局長の宮澤でございます。

今回対象となっております国定公園の区域でございますけれども、約3万5千 ha あり、その約7割に当たる2万4千 ha が私どもの国有林でございます。ここの地域につきましては、昔から国有

林野事業として保護林として保全をしたり、あるいはレクリエーションの森として観光客のための利便性を図るといった取組を進めてきたところでございますけれども、平成27年度から地元の自治体の方々等から非常に熱心な検討、取組をされて、より一層保護と利用を拡大したい、あるいは地域振興をしたいということで、地元の非常に熱い思いでこの国定公園化の話が盛り上がってきたと認識しております。

そうした中で7割の土地を持ちます国有林といたしましても、こういったことには協力をしてきたいと考えておりまして、今回の県立公園の指定解除、公園計画を廃止して国定公園化に向かうということについてはしっかりと支援をしてまいりたいと考えているところであります。

併せまして、国定公園化に伴って是非お願いしたいことが3点 ございます。

1点目はやはり獣害対策でございまして、ニホンジカの被害により高山植物や現地の森林が非常に被害を受けております。せっかく国定公園化するのですから環境行政の一層の強化を図りまして、県、関係市町村において実効性のある獣害対策、特に柵を張って終わりということではなくて、防除と捕獲、この攻めと守りをしっかりやっていただきたいと思います。

2点目ですけれども、安全管理体制を構築するための歩道の管理をしっかりやっていただきたい、ということであります。先ほど事務局からご説明がありましたけれども、これから一般の方々や観光客の入り込みが増えてくるということであれば、やはりしっかり管理責任が果たされなくてはならない、そういったことに鑑みますと、関係市町村におかれては、地権者と貸借契約をきちんと締結して歩道の管理者となっていただき、そして国定公園にふさわしい歩道の整備、管理を行っていただきたい、と考えているところでございます。

3点目でございますけれども、地域の森林林業、木材産業への配慮、調和ということをお願いしたいと思っております。この区域内には地理的に非常に貴重な地質、鉱物、長野県天然記念物もございますけれども、一方でヒノキ、カラマツ等の人工林施業をしっかりやってきた地域も含まれております。そういった中で国定公園のエリア全体で見たときに、林業、林産業への振興にもきちんと配慮をしていただければと思います。

以上3点のお願いを申し上げつつ、特別委員としては、県の諮問については妥当ではないかと考えているところでございます。 以上でございます。

平林議長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

林委員

林です。利用施設計画の中で単独施設の77件ですが、これは国定公園になった際の計画ということであろうかと思いますが、その中で千畳敷にスキー場を整備するという計画が上がっておるんですが、国定公園になった際、この施設は採用されるんでしょうかね。

平林議長

幹事から説明をお願いします。

春日課長

資料1-5の長野県案の内容についてのご質問でございます。 ここに記載の単独施設につきましては、すべて新規となってご ざいますが、国定公園の計画としては新規との意味でございまし て、現行県立公園で行われている既存の事業も含まれた内容とな っております。

千畳敷付近のスキー場につきましては、現在、仮設的な施設により春スキーが行われており、それを公園計画に位置づけるものであり、新たにスキー場を設置するものではございません。

平林議長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

才川委員

才川です。今回の国定公園化に向けては、皆さんのお話を聞く中でとても大切なことだと思いますが、今後利用者数はどんどん増えていくと思います。中部山岳国立公園、上高地ではこういったパンフレットが置いてありましたけれども、今後利用者が増えていくことに対する広報やお知らせについて、これまでも県内の国定公園が何か所かあるかと思いますが、こういった上高地の5つのルールとか、徹底したルールをどういった形で一般の利用者の方にお知らせしていくのか、お聞きしたいと思います。

春日課長

広報の方法につきましては、県としても重要であると考えており、特に観光対策、インバウンド対策もございますことから、観光 部が予定している新たな広報の取組みとタイアップし、積極的に 取り組んでまいりたいと考えております。

また、地元市町村や事業者の方々とご相談をさせていただき、紙 媒体や電子媒体を含め、様々な機会をとらえて積極的に行ってま いりたいと考えております。

駒ケ根市さんでもご検討されているとお聞きしておりますが、 インバウンド対策として、多言語表記のパンフレット等も準備を していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、中央アルプスにつきましては、千畳敷カールを中心とした入り込が多い地域とそうでない地域がござい

ます。公園全体として利用していただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

杉本委員

駒ケ根市長の杉本です。今日は関係する事案の審議だったので 黙ってようと思っていたんですが、今質問がありましたので申し 上げます。

私たちもこの間、県立公園から国定公園になるために様々な取り組みをしようと進めてきております。特に情報発信の関係では、昨年の10月に上伊那全体で伊那谷観光振興局というDMOを立ち上げさせていただいております。それから、伊南地域の4市町村でも今、DMOを立ち上げていきたいと思っています。このDMOというのは、観光地域づくりなんです。観光だけでなくて、こういったものを生かした地域づくりをしようということでありますので、今回、国定公園化したらそれを生かして、地域全体で地域づくりをしようという視点で取り組もうとしておりますので、今までの観光施設というところから視点を変えて、観光地域づくり、みんなでこれを守り、利用していくといった方向に持って行こうとしています。

情報発信に関しても、海外向けに多言語の表示や看板等も統一をする方向で様々な皆様と連携を取りながら進めております。これを機会に、観光地ではなくて、観光地域づくりを進めていくという視点で多くの皆さんと話をしているところでございます。

先ほど宮澤局長さんのお話もございましたが、これまでの間、多くの皆様と議論を重ねる中で今日に至っているのかなと思っております。国定公園化されましたら、地元としてもそれを地域づくりの柱として進めていきたいと思っておりますので、皆様方もご理解をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

平林議長

ありがとうございます。他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。それでは他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件は、中央アルプス県立公園の国定公園化を前提として県立 公園を指定解除し、公園計画を廃止することについて意見を聴か れたものであります。

国定公園の区域指定や公園計画の決定については、今後、環境省の中央環境審議会で議論されていくとのことでありますので、ただいま皆様方からいただいた国定公園の内容に関するご意見は、環境省へお伝えいただいたり、今後の県の取組に反映させていただくことをお願いしまして、県立公園の指定解除及び公園計画廃止については適当である旨答申したいと思いますがよろし

いでしょうか。 (異議なし)

平林議長

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

答申文については、会長に一任という形でご了承願います。

次に、審議事項イの「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンザル管理)の策定について」でございます。

11月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの収集、「特定鳥獣保護管理検討委員会」でのご議論を経て、答申案が示されているものであります。

本日は検討委員会の上原貴夫委員長に出席いただいております ので、まずは委員長からご説明いただき、その後幹事から説明いた だくこととしたいと思います。それではよろしくお願いいたしま す。

上原委員長

委員長の上原貴夫でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会から付託を受けておりました、第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンザル管理)について、その計画案及び主な検討経過をご報告申し上げます。

最初に、検討経過です。

特定鳥獣保護管理検討委員会については、昨年7月から今年の 2月までの間2回、より専門的な検討を行うニホンザル専門部会 を3回、計5回開催しております。

また、前回の環境審議会への中間報告の後に、計画案について 県民意見の募集及び関係機関への意見照会を行い、いただいた意 見についての検討も加えております。

それらについてまとめたものが資料2-1、2、3となります。

検討の主な内容といたしましては、前期の計画である第3期計画に基づき対策を実施した結果、県内のニホンザルによる農林業被害は減少しているものの、県内全域に生息が確認され、引き続き加害レベルを低下させて農林業被害の抑制を図るため、群れを単位とした総合的な防除対策が必要との評価をいたしました。

これを受け、第4期計画については、これまでの計画の基本的な考え方を継承しますが、計画の管理区分は、群れの分布の拡大に伴い、これまでの地域個体群の境界が明確とはいえなくなったことを踏まえ、平成28年3月に示された環境省のガイドラインの考え方を導入し、「地域個体群」から「地域的な群れの集まり」である「管理ユニット」に変更し、管理を進めていくことといた

しました。

目的や基本方針を踏襲し、「本県に生息するサルの地域ごとの 健全な維持を図りつつ、人身被害や生活被害を防止し、群れ単位 の加害レベルを低下させて農林業被害の抑制を図るために、人と サルの生活域を分けること」を目的に、「被害防除対策」、「被 害地の管理」、「個体数管理」を組み合わせた「総合的な被害防 除対策を集落ぐるみで実施する」ことといたしました。

群れごとの加害レベルの判定に関して、より客観的な判定のために、環境省のガイドラインの加害レベル判定表のポイントを用いた加害レベル判定基準表による判定を導入することとしました。

また、これまでの計画では、総合的な対策の実施するための基礎となる「生息情報マップ」、「被害情報マップ」の作成とその有効活用がなされていない地域もあることから、それらの地域での対策を支援する県の被害対策チームの役割等についてより具体的な記載をいたしました。

市町村等の利害関係者からは、「オトナメスは群れの分裂を避けるため、メスのサルの捕獲は避けること」に対して、人慣れした個体による加害が危惧されるため、第3期の計画と同様にしてもらいたいとの意見が出されましたが、メスの不適切な捕獲による群れの分裂等により対策が困難化する事例もあり、また分裂した群れが同一箇所を加害することで被害の激化につながる恐れもあることから、捕獲の方針については、特段の変更を加えないことを確認いたしました。

また、北アルプスの高山帯への進出が確認されていることから、ニホンザルによる生態系への被害、特に高標高域の高山植物の食害について引き続き注視するよう意見が出されました。

こうした意見等を受け、作成した「第二種特定鳥獣管理計画 (第4期ニホンザル管理)」(案)を本日提出するものでござい ます。

詳細については、この後幹事から説明いたします。

以上 特定鳥獣保護管理検討委員会の検討経過についての報告 といたします。

平林会長

それでは引き続き幹事から説明をお願いいたします。

中崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室長の巾崎史生です。

第二種特定鳥獣管理計画(第4期二ホンザル管理)の策定について説明させていただきます

委員長からご説明がありましたように、この計画の策定は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく制度

で、対象鳥獣の生息の状況や農林業被害等のその他の事情を勘案 し、管理が必要と認めるときに知事が定めることができるとされ ているものです。

計画策定の経過は、先ほどの上原委員長の報告にありましたとおり、5月31日の審議会での諮問以降検討を進めさせていただき、11月26日の審議会において中間報告をさせていただきました。

それ以降、昨年12月中旬から今年1月中旬にかけて県民意見募集、利害関係人等からの意見聴取を行い、それら意見も踏まえた上で、2月13日にニホンザル専門部会、2月20日に特定鳥獣保護管理検討委員会で再度検討をいただいた上で、今回お示しする計画書案を作成いたしました。

今回答申をいただければ、正式な計画として策定し、来年度当初からこれに沿ってニホンザル対策を進めていきたいと考えております。

資料2-1をお願いします。

中間報告でお示ししましたとおり、第4期計画につきましては、「人とサルの緊張感あるすみ分けにより、地域のサルの長期にわたる保全、並びに農林業被害の軽減と人身被害の防止を図る」という基本的な考え方は、県独自計画を含む第3期までのニホンザル管理計画を継承することとしております。

中間報告で説明しましたとおり、計画の管理の区分を「地域的な群れの集まり」である「管理ユニット」に変更すること、加害レベルの判定に関し環境省のガイドラインの判定を取り入れることは、上原委員長の報告のとおりです。

それら以外に、被害対策の項目を「被害防除対策」、「生息環境対策」、「個体群管理」から、中間報告でのご意見をふまえ、より内容が伝わりやすい「被害防除対策」、「被害地の管理」、「個体数管理」、に再編成いたしました。

資料2-2「環境審議会・ニホンザル専門部会・特定鳥獣保護 管理検討委員会で出された意見及び対応について」をご覧ください。

中間報告の際にいただいた意見に対する対応状況です。

「生息環境」等に使われる「生息」という言葉には、そこに動物が暮らしているという意味であり、その使い方があいまいであり、使用する言葉を整理すべきとのご意見をいただきましたので、計画の内容が伝わりやすいように使用する言葉を整理して、タイトルを含め記載を修正しました。

具体的な対応としましては、先ほど申し上げました被害対策の項目の「生息環境整備」として示していたものを、「被害地の管理」と変更しました。

対象種であるニホンザルについては、ニホンザルが狩猟獣ではないこと、ニホンザルと交雑する可能性のある外来種は計画の対象外とすること、動物園等から逸出したニホンザルの対応を記載しました。

個体数推定法につきましては、次期計画の調査までにより精度 を高めた個体数推定を行うための推定方法や必要な調査内容について、専門部会において検討を進めることを記載しました。

捕獲個体の取扱いにつきましては、新たに項目立てして、動物 福祉の理念とともに、適切な取り扱い方法について記載いたしま した。

計画書全体の項目立て、タイトルについては、中間報告のご意見に沿って、計画内容が伝わりやすいように修正をいたしました。

ニホンザル専門部会では、項目立てをわかりやすく分けること、森林の整備はサルだけでなく野生鳥獣の保護管理を進めていく上でのバックボーンであることを記載しておく必要があることを意見としていただき、修正いたしました。

特定鳥獣保護管理検討委員会では、被害状況を地図上で確認して対策を検討することの有用性が指摘され、対策の継続性を担保するためには、原則電子媒体を用いた方がよいという意見をいただき、電子ファイルにより関係機関と共有するよう記載しました。

また、動物園や試験研究機関等で飼育されているもののほか、ペットは対象となるのか、また、それに適用される法律は何かということについては、ペットは対象とせず、動物愛護法での取扱い等を含めた記載としました。

資料2-3をお願いします。「県民意見及び利害関係人等からの意見等に対する県の考え方」ですが、県民意見については3名から4件の意見等がありました。

計画全体に対する意見としては、行動域でのリアルタイムでの情報提供のシステム構築などのご意見をいただき、地域の現状を把握した上での対策を進め、地域住民へのフィードバックも大切であることから、ご意見をいただいた事項は、地域の計画策定、対策実施等の段階で参考にして、対応させていただくことしました。

過疎化、高齢化が進行していることから広域電気柵の管理などへのAI, IoTの活用の検討というご意見につきましては、実証が進んでおり、導入可能な対策について具体的に記載し、進めていきたいと考えています。

捕獲対策で、ボス等ポイントとなるサルの捕獲を進めるべきではという意見につきましては、母系集団であるサルの群れを分裂

させず管理していくために、加害個体を特定し、その個体を捕獲する方法での個体数調整を進めていく方針を記載しております。

利害関係人等としては、市町村を中心に15機関28件の意見がありました。なお、同趣旨のものや軽微な語句修正は整理してありますので、表示されている意見数とは整合しませんがご容赦下さい。

「生息情報マップの作成」、「年次計画原案の策定」、「短期 モニタリング」への支援についての要望につきましては、被害対 策チームによる支援等の対応を記載するともに、先程の委員長か らの報告でもありましたが、「捕獲対象とするサルの考え方」 は、計画の実施の中で引き続き周知を図ってまいりたいと考えて います。

それらを踏まえて特定鳥獣保護管理検討委員会、ニホンザル専門部会で検討いただき、資料2-4の計画書案の概要と資料2-5の計画書案を作成しました。

なお、計画書案に反映しなかった意見につきましても、毎年開催するニホンザル専門部会でモニタリング結果とともに相談しつ つ、実際の運用に合わせて検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平林議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意 見·ご質問等がございましたらご発言願います。

打越委員

打越です。ご説明ありがとうございました。この二ホンザルの計画には、前回の会議の際に多くのリクエストをさせていただきましたが、大きく見直ししていただき、「生息地」という言葉があいまいに使われていたことを「被害地の管理」という言葉に変更し、資料2-5の9ページには、里地での被害地の問題と本来の生息地ということを分けて使われるなど、「生息地」という言葉を的確に使っていただいたと感じています。

19 ページの捕殺方法については、大変丁寧な記載で、野生動物について、ただ動物愛護の「かわいそう」というものではなく、捕獲された動物については人間の管理下にあるのだから、動物福祉の観点のもと苦痛の少ない殺処分方法をとるという二段構えでロジックを整理して記載いただいたことがとてもよいと思いました。

ただ保護するというものとは違うけれども、殺処分する際の苦痛を減らすということが、自然と向き合う人間側のマナーというか人道的な配慮となる点で、書きぶりも非常によいと思います。

文中の総理府の告示が改正されておらず、環境省の告示になっ

ていないことに気づき、中央環境審議会動物愛護部会をやっているものとして恥ずかしく感じましたが、そのとおりで結構だと思います。

それから、項目立てについても揃っていたと思います。

その上で、この期に及んでのリクエストで、年度末でもあり無理 のない範囲で2点あります。

まず、計画の文書を読みますと初めから二ホンザルの専門的な知見にあふれる文章になっており、もっと早く昨年度から気づけばよかったのですが、野生鳥獣の保護管理の理念的なものが最初にあってもよかったのではないかと思いました。

ニホンザルだろうが、イノシシだろうが、クマだろうが共通する項目、被害防除や、自然に向き合う姿勢など、県民が理解しておくべき共通の理念というものがあると思います。もちろん、動物の特性に応じた専門的な項目、対応するのが群れか個体か、被害の場所がどこか、動物の行動能力や被害のパターンがどうかということは動物種によって違ってくるので、専門的な見地でよいと思います。しかし、パブリックコメントを受け付けて県民に訴えていくのであれば、動物種を越えた野生鳥獣の保護管理の共通理念のようなものがあってよいのではないかと感じました。

今からでも計画書の全ての動物種に当てはまる部分をひっぱってくれば、最初に1ページ挟むだけで対応できると思ったので、今後毎年いろいろな動物種の計画を変えていくと思いますが、揺るがない長野県の理念的なものがあってもよいと思いました。

もう1点は、パブリックコメントの中でのオトナメスの捕獲についてのご意見の関係です。オトナメスの捕獲は基本認められないとされており、パブリックコメントへの回答でもオトナメスを捕獲することで群れが分裂する等の影響があり、基本捕獲しないようにとされています。

ただ意見の中に、檻の中などでの殺処分後ならオトナメスかど うかの判断できるが、生きているときは判別困難な場合があり、そ れにより捕獲が困難になることが指摘されています。

こうした判断が難しくなる場合にどう対処するのか考えておかないと、現場で檻の中で放置され死んでしまうということになると動物福祉の面で問題になりますので、オトナメスを殺さない段階で判別するのが難しい場合にどう対処するのかを記載しておくべきではないかと思いました。

平林議長

ありがとうございました。2点のご意見をいただきました。幹事 から回答をお願いします。

巾崎鳥獣対

鳥獣対策全体の共通理念につきましては、非常に大事なことだ

策・ジビエ 振興室長

と思います。今後も毎年一種ずつ計画を立てさせていただくことになりますので、次年度の計画からは是非検討させていただきたいと考えております。

オトナメスが錯誤捕獲となるのではないかという問題については、実施していく段階で放置してしまうようなことがないように、第4期計画の運用の中で対応し、動物福祉に反しないような形をとっていきたいと考えています。

打越委員

「野生生物と社会」学会というフォーラム誌に、カモシカの場合の錯誤捕獲に関して小諸市役所の鳥獣保護の職員がまとめたレポートが載っています。錯誤捕獲の場合には生きたまま放獣するのは麻酔がなければより一層大変なので非常に難しい上、報奨金が何ももらえなかったりするので、狩猟者やワナをかけた人からみれば、錯誤捕獲に誠実に対応するインセンティブが今全く働かない、またその情報を行政側に提供しようという動きにも繋がらない、これは由々しき問題であるという内容でした。とても貴重なエッセイだと思いますので是非お目通しいただければと思います。

平林会長

ありがとうございます。是非参考にしてください。 他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

打越委員

資料2-3のパブリックコメント関連資料の5ページのところです。年次計画の原案の作成にあたり具体的にどのような支援がいただけるのかという質問への回答として、現地の被害対策チームが支援していくこととなっています。専門的な知見を提供するということは計画策定では必要ですが、実際に現地を歩いてどこからサルが入ってきているかを確認するなど、職員が現地に行っていただくことが地域には大きな支えになると思います。どうしても地元の集落だけで話しているといつも同じメンバーで刺激がない。だから、職員が現場まで来ていただくことが大きな支援になるだろうと思います。労力が足りない地域では、ワナの購入費用を援助するというだけでなく、足を使っていただくことを意識していただきたいと思います。

平林議長

幹事からコメントがありましたらお願いします。

巾崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

10 地域に被害対策チームがある訳ですが、私が認識している中では、市町村、地域からの相談があった場合には、市町村と一緒に出かけて行って、所有者の方や被害農家の方からお話を聞いて、一緒にどこから入ってきているか、何が原因かの把握を行っています。

そうした対応を基にしながら、対策を進めていくという現在の 対応を引き続きやっていきたいと考えております。

平林議長

他にご意見、ご質問いかがでしょうか。

太田委員

資料2-3の5ページの「GPS首輪を活用した恒常的なモニタリング体制の構築」とありますが、GPS首輪は現状何頭くらいに装着されているのでしょうか。

また、各地域に野生鳥獣被害対策チームがあると記載されていますが、大町市ではサルの出没が増えている状況ですが、サルの動きをどの程度把握しているのか、現場の猟友会の人間などに情報が流れてこないということに問題を感じています。

サルを見たら被害情報を連絡してくださいということがあまり 伝わっていないという気がします。この先どういう形で対応され ていくのか教えていただきたいと思います。

平林議長

2点質問いたただきましたので、幹事から回答をお願いします。

中崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

GPS首輪を装着した個体は、現在10頭は確認しているという 状況です。

被害対策チームについては、10 地域押しなべてどこでもサルの情報をつかんでいるかというと地域によって差があり、サルがどこにどういう状況でいるかの最新の状況をつかみきれていないということがあるかもしれません。

今後ご指摘いただいたようにサルを目撃したら連絡していただくというような告知といいますか、サルを見るのに慣れてしまってサルがいるのが当たり前というのではなく、サルを見かけたら情報を上げていただくという仕組みができるように各地域被害対策チームを通じて市町村にお願いし、最新の情報をつかんでいけるようにしていきたいと思います。

太田委員

GPS装着個体 10 頭は今後増やしていくということでしょうか。難しいとは書いてありますが、10 頭では、県全域を網羅できるとは思いません。対策マップを作っていく上で 10 頭ではあまりに少ない気がするのですが。

中崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

全てGPSをつけるという訳ではなく、市町村の取組みでもあり、できるところではGPSをつけていただくということで、GPSで全県の状況を把握しようというものではありません。

今後増やしていくということについては、各地域の取組みでお願いするところで、こちらの方では取組に補助はしてまいります

が、それを増やしていくということは約束できませんが、市町村で の対応は継続していっていただきたいとは考えております。

情報がない部分につきまして、農地、人里等で目撃したことについてはとにかく連絡して教えていただくことのご協力をお願いしたいということです

平林議長

2つ目の質問は、そうした情報を地元にフィードバックしてもらいたいという趣旨のご質問だったと思いますが、その点はいかがですか。

中崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

地域へのフィードバックの形ですが、寄せられた情報をまとめて各地域、市町村にお返ししていく形はとりたいと考えています。 まず情報を集めるにあたっては、誰でも見かけたら連絡していただけるようお願いしてまいりたいと考えています。

杉本委員

駒ケ根市においてもサルの出没が大変なので、市全体の対策委員会の中で独自にGPSの首輪を取り付けて調査をしています。 檻をかけてもなかなか入らない、どこにいるかわからないということで、南信森林管理署の協力も得て、GPSで大田切川沿いの8km程度の圏内を動いていることがわかってきました。檻をかけてユニット全体で捕獲を考えないといけないのでそうした取組を進めています。

猟友会の皆さんにはいろいろ関わっていただいているので、情報交換しながら、深刻な問題なのでどういう方法がよいかを連携して取り組んでいます。

場所によっては、バスを出迎えるような観光名物みたいになっているようなところもありますが、被害もあり、本当に苦戦しています。

対策が非常に難しく、地域によって特性があると思いますので、 こういう取組がよかったというような情報があれば共有できるよ うにお願いしたいと思います。

猟友会の皆さんに関わっていただいているが、なかなかうまくいかないので、GPSでどう動いているからどこなら捕獲の効果があるかといったことも考えておりますし、檻での捕獲は餌付けから難しいので是非知恵があれば教えていただきたいと思います。

平林議長

幹事から何かコメントはありますか。

巾崎鳥獣対 策・ジビエ

被害情報マップと生息情報マップを作っているわけですが、被害情報マップは目撃だけでなくどんな被害があるかということも

振興室長

共有して対策を進めていきます。

その対策の1つがGPSでの情報収集ということですが、できるところ、できないところがあり、難しい点もありますが、やりながら対策を進めていきたいと考えております。

平林議長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に何かご意 見、ご質問があればお願いします。

打越委員

今の捕獲が難しいという点に関連して、ニホンザルの場合、シカ、イノシシのように数を決めて捕獲していくという計画ではないと思いますが、選別捕獲と大型捕獲檻等の捕獲の記載に力を割いておられます。大型捕獲檻の場合は、群れ全体の捕獲ということも書いておられるのですが、実際にそれを計画している地域があるのでしょうか。とにかく捕獲してほしいという圧力が多い中で捕獲方法の記述が多くなるのはわかりますが、実際には実現可能とは限らない捕獲方法を手厚く書くのもどうかと思うところもあります。

準備として、こうした専門知識を持って用意しているという趣旨だと思いますが、大型捕獲檻による群れ全体の捕獲の考え方はどういう位置付けなのでしょうか。

中崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

大型捕獲檻につきましては、群れ全体の捕獲という部分もありますが、全県下でそれを考えてやっているところはないと思います。これまでも一気に捕獲しようとしてやってみたところがいくつかありますが、檻に馴れてしまうとほとんど入らないという状況があります。そうしたこともあり、群れ全体の捕獲を考えた場合の記述もありますが、基本は選別捕獲によることとし、山の中の被害を出さないサルは捕らないという考えで進めております。

平林議長

他にご意見はございますか。よろしいでしょうか それでは他にご発言がないようですので、この案件の取扱いに つきましてお諮りいたします。

ただ今委員の皆様からご意見をいただきました部分について、 反映できるところは反映していただいて答申という形をとらせて いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。字句等の修正につきましては、会長に一任という形でご了承願います。

それでは、委員の皆様からご了解をいただきましたので、審議事項イ「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンザル管理)の策定に

ついて」は、そのように答申することといたします。

次に報告事項アの「長野県環境エネルギー戦略 (第三次長野県地 球温暖化防止県民計画)の進捗状況について」でございます。 幹事の方から説明をお願いします。

真関環境エ 長

環境エネルギー課長の真関と申します。私の方から、環境エネル ネルギー課|ギー戦略の進捗と成果ということで、ご報告させていただきます。 環境エネルギー戦略の進捗と成果報告書でございますが、長野県 地球温暖化対策条例第9条第1項で「戦略に基づく施策について、 定期的に学識経験者による評価を受けなければならない」という ことになっております。毎年度、この環境審議会において報告をさ せていただいております。

> なお、本日報告させていただく内容でございますが、2017 (平成 29) 年度の実施内容となっております。これは、引用しております 統計の数値が、2018年、昨年12月に公表されたということを受け まして、この時期の報告となっておりますことを、ご了承いただき たいと思います。

> 資料は資料3-1が概要、資料3-2が詳細版になっています。 資料3-2の中から、かいつまんでご報告をさせていただきたい と思います。大きく3点ございます。総括の部分、基本目標の進 捗、3点目としまして個別の目標、5つございますが、その進捗と いうことでございます。

> 資料3-2、2ページ目をお開きください。2017年度の総括で ございますが、基本目標の柱になっています、省エネルギー化の促 進、自然エネルギーの普及拡大、裏面に回りまして、総合的な地球 温暖化対策の推進ということにつきましては、それぞれ平成27年 度中の進捗の数値等を掲げてございます。

> トピックとしましては、下の方にございますが、気候変動対策を 巡る国内外の情勢等の変化を踏まえまして、環境エネルギー戦略 の中間見直しを行っております。これまでの施策に8項目の施策 を追加し、これは前年度のこの審議会でご報告をさせていただい ております。また、アジアで初めてとなります、地域再生可能エネ ルギー国際会議 2017 を開催いたしました。再生可能エネルギー 100%地域を目指して、新たな取組と連携の行動を開始する長野官 言を採択したところでございます。

> それでは2番目になります、目標の進捗状況でございます。4ペ ージをお開きいただきたいと思います。基本目標でございますけ れども、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」 について、その目標として、県内総生産と県内温室効果ガス総排出 量の推移を表とグラフで示しております。

県内の直近のデータである平成27年度の数値では、県内総生産8兆3,298億円と前年度比4.1%増となっている一方で、温室効果ガス総排出量は1,530万トンと、前年度比3.9%減となっており、2010年度を100とした推移をグラフに表してございますが、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排出量、エネルギー消費量の削減が進むデカップリングが進んでいる状況でございます。

最下段になりますが、参考としまして、2006 年度を 100 として、全国との比較を記載してございます。上の方のグラフは、県内の CO2 排出係数を固定しておりますけれども、全国比較において固定した数値が出ていないため、二酸化炭素の排出係数は各年度の実排出係数を使用しておりますので、ご覧いただきたいと思います。このとおり、実線で示していますデカップリング、これは県内の総生産と温室効果ガス排出量の幅が点線で示す全国に比べ広がっているという状況でございます。

続きまして、個別の目標になりますが、5ページをお願いします。一つ目としまして、県内の温室効果ガス総排出量の推移です。目標でございますが、2020 年度までに 1990 年度比 10%減が目標でございます。①の部分でございますが、2015 年度の温室効果ガス総排出量は 1,530 万トンで、1990 年度比 4 %の増となっていますが、2010 年度以降減少傾向となっています。

部門別では、産業・運輸部門は着実に減少傾向にございますが、ホテルですとか社会福祉施設といった業務部門が微減にとどまっています。②の右側のグラフでございますけれども、業務部門の中を業態ごとに推移を表してございます。上から2つ目の点線になりますけれども、宿泊・飲食サービス業は7.9%の増、また、下から2つ目の点線でございますが、医療・福祉部門で6.0%の増と大きく増加したことが影響したと考えられます。

家庭部門では前年度より53万8千トンと大きく減少しております。これは、2015年度が暖冬であったことから、灯油やガスといったものの使用量が減少したのではないかと推測しています。 2020年度の目標達成に向けては、引き続き家庭・業務部門の削減に力を入れていく必要があると考えています。

続いて6ページをお願いいたします。こちらは、実排出係数による温室効果ガス総排出量の推移でございます。中段よりやや下、④のグラフでございます。左側が県内、右側が全国ですが、2010年度比では、全国では運輸部門以外の部門で増加となっていますが、長野県では業務部門以外の部門で減少となっています。

続きまして7ページをお願いします。ここからはエネルギーの消費の関係でございますが、最終エネルギー消費量は2020年度までに15%減が目標となっています。①のグラフをご覧いただきますと、直近の確定値でございます2015(H27)年度は18.2万TJ

で、前年度から全てのエネルギー種別で減少しているとともに、2010年度以降着実に減少しています。 なお、今のは確定値でございますが、2016年度速報値もこちら載せてございますが、18.6万 TJということで、こちらの方は前年度から全てのエネルギー種別で増加しているという状況でございます。

下の②のグラフでございます。2010 年度比のエネルギー種別における増減を見てみると、特に電気の減少量が大きくなっています。部門別では、産業、家庭、運輸部門において、先程申し上げたとおり、温室効果ガス総排出量も減少しておりますし、またエネルギー消費量の双方で減少しているという状況でございます。理由としましては、先程申し上げました2015 年度が暖冬であったということが原因ではないかというふうに考えられます。

続きまして8ページをお願いします。こちら、電力の関係でございます。最大電力需要は2020年度までに2010年度比で15%減を目標としています。これは皆様ご承知のとおり、本県の電力需要は冬季・冬場に高いという状況でございまして、2017年度の最大電力需要は、1月25日に発生しました、323.7万KWでした。これが発生した1月下旬は県内の気温が平年より低い地点が多くなったという気象状況にございました。

最大電力需要は、瞬間最大風速のように例えられますけれども、下にあります電力需要量、これは、実際に使われた電力の量をグラフで年度ごとに示しております。ほとんどの月におきまして、基準の2010年度よりも減少しておりまして、最大電力需要は割と横ばい状態でありますけれども、電力需要量としますと、徐々に下がってきているという状況でございます。このため、今年度の省エネ大作戦、これは官民連携した省エネを進める運動でございますが、今までは最大電力需要を目標としておりましたけれども、エネルギー消費全体の削減を図るということで、電力需要量を今年度から目標に入れたところでございます。

続きまして、9ページをお願いします。これは、自然エネルギー 導入量の目標でございます。2020 年度までに、①にありますとお り、21,927 T J を目標としており、同時にエネルギー消費量でみる エネルギー自給率は②のグラフのとおり、12.9%を目標としてお ります。

2017 (H29) 年度の自然エネルギー導入量は 16,042 T J で、基準年度に対して 5.2%の増となっています。これは 2010 年度からの固定価格買取制度 (FIT) や自然エネルギー普及施策等によりまして、太陽光発電を中心とした自然エネルギー電気の導入が拡大しているという裏付けでございます。また、エネルギー消費量でみますエネルギー自給率は 8.2%と増加傾向にありますが、2016 年度の伸び率は、分母となります最終エネルギー消費量、これは先ほど

速報値で申し上げましたとおり、分母がやや大きくなったという ことがございまして、微増にとどまっているという状況です。

個別目標最後になりますが、10ページでございます。 既存の小 水力発電を除く自然エネルギーの発電設備容量でございますが、 ①のグラフにありますとおり、2020 年度までに 150 万KWを目標 としております。また、発電設備容量でみるエネルギー自給率は② のグラフにございますとおり、124.3%を目標としております。 2017 年度の自然エネルギーの発電設備容量は 122 万 k W、基準年 度と比べて1,151%の増となっています。これは、太陽光発電の設 備容量が順調に拡大する一方、小水力ですとか、バイオマス発電等 の設備容量の割合は少なくなっているという状況にございます。

また下でございますが、最大電力需要でみるエネルギー自給率 は88.1%と増加傾向にございますが、これも先ほど電力のところ で申し上げました、最大電力需要が分母となっておりますために、 前年度比2.9ポイント低下したという状況でございます。

以上、個別目標と基本目標の進捗について申し上げ、12 ページ 以下でございますけれども、総括のところで説明申し上げた内容 等、細かく記載させていただいております。また、23 ページ以下 は政策の進捗状況でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

平林議長

ありがとうございました。これは報告なので、審議会の中で皆様 に現状を共有していただいて、長野県の現状を知っておいていた だくことが目的でございますが、何かご意見、ご質問がありました ら出していただければと思います。

大和田委員

今ご説明いただいた4ページの一番下のグラフですけれど、長 野県はデカップリングが進んでいるというご説明がありました が、県内の温室効果ガスの排出量が全国平均に比べて2011年度を 境に、長野県はかなり減っているように見えます。この年は東日本 大震災があった年でしたが、全国があまり減らなかったのに対し て、長野県は急に下がっています。これは何か政策的なことを県と して行ったのでしょうか。国内総生産の方は、全国平均よりはやや 緩やかに上昇していっている感じがあり、2009 年のリーマンショ ックの後に緩やかに上昇していったのだと思うのですが、温室効 果ガス排出量の削減に向けては、2011年を境に県は何されたのか、 ということを是非教えていただきたいと思います。

真関環境エ 長

2011 年度から何か取組が始まったかということでございます。 ネルギー課しただいま説明申し上げました、環境エネルギー戦略がスタートし たのは2013年度ということで、2年遅れて色々な取組がスタート

してはおります。ただ、今委員からお話ございましたとおり、2011 年度の東日本大震災を境に、非常に電力に対する皆さんの危機意 識が高まったのは、皆さんも記憶するところではないかと思いま す。

先ほど、二酸化炭素排出量ですとか、ここでも申し上げたとお り、微々たることではございますが、長野県の排出量も基準年度い ったん上がりましたが、目標に向けては減少傾向にあるというこ とで、これは各種施策もございますが、やはり県民の皆様一人ひと りの行動の変化というのがあったのではないかと考えています。

やはり気候変動対策全般にわたって言えるかと思いますが、県 民の皆様一人ひとりの行動ですとか、気持ち、こういったものをど の様に変えていくかを、今後ともしっかり考えていかなければい けないと考えております。

平林議長

今の説明で大和田委員、よろしいですか。私は、今のご意見は、 これだけきれいにここでトレンドが変わっているので、ここで何 が起きたのか、しっかり解析をしておくべきではないか、というご 意見であったかと思いますので、是非、遡って見ていただいて、も し参考になるようなことがあれば是非ピックアップしていただき たいと思います。よろしくお願いします。

大和田委員

例えば他県はどうかということですよね。比較できるか分かり ませんが、東北とか関東とか、どの辺までがおしなべて下がってい て、きっと関西以西はあまり下がっていないのかもしれませんが、 とりわけ長野県が下がったのか、他も下がっているのかどうか、そ の辺りを知りたいと思った次第です。

真関環境工 長

今お話ありましたとおり、やはり全国比較だけでなく、近隣県で ネルギー課しすとか、そこでどういったことが行われるのかということも踏ま えた上で、比べてみたいと考えています。ご意見ありがとうござい ます。

大和田委員

蛇足ですが、長野県は非常に環境、再エネに対して先進県だと思 いますし、関連の国際会議なども行われているので、そういったこ とが効果をあらわしているのではないかと思って、期待をしてい るということです。

平林議長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問はありますか。

中村委員

次の計画でちょっと考えていただきたいというお願いです。こ れからは木質バイオマス発電が県下で4ヶ所ぐらい始まると思う のですが、これから間伐により刈られる部分が多くなって逆に大変な部分が出てくると思いますので、植林を始めとした継続可能な部分をかなり求められると思いますので、そこを次の機会には書いていただけるといいなと思います。

平林議長

ありがとうございます。そういうご意見です。他にありますか。

打越委員

ちょっと懐疑的な質問というか意見なんですけど、経済的には 成長しつつ CO2 等の削減は進むということを全面に出している報 告書だと思うんですけども、県内総生産にしても、実質か名目かで 全然違ってくると思いますし、また、業態により都道府県ごとにど んな産業がメインになっているかによって、経済的にプラスの方 に働いたりマイナスの方に働いたりすることを考えますと、安易 に喜んでいい状況ではないのではないかと思います。

CO2 削減や地球温暖化対策が進んでいるという客観的なデータを集めてくださっていますけれども、県民一人ひとりの意識が、例えば省エネに向けて努力しているとか、例えばウォームシェアといったものに向けて努力しているのであれば、やはり県民の声を聴かなければ、本当に県民がそういう気持ちで努力しているとも限らないまま、ただなんとなく数値を寄せ集めてきて、上手い感じで進んでいますという報告書に見えて、私が読んでいてあまり説得力を感じないというか、そんなに上手くいっているのかな、むしろ全国だってどこもみんな努力しているのではないかな、という印象を受けました。

冒頭からそんなことは感じたのですが、特に疑問に思ったのは 資料の8ページの最大電力需要を目標に掲げているというところですけども、確かに電力の需要量でなくて最大電力量のところで 発電所というのは準備しているものだと思いますので、最大電力 需要を減らしていくというのが最終的に無駄な資源を燃やさないことに繋がると思うのですが、これを 2020 年の時点で 2010 年度 比 15%減らすというのは結構リスクがある、その時の天候であるとか、まさに先ほど最大瞬間風速という話もありましたが、2017年とか 2016年などを見比べてみても 15%減らすという目標はかなり厳しい。それとも本当は何かもう見込みがあってこれが違いできそうだと思って掲げてあるのか、それとも多分無理だろうというところなのか、その辺りも含めて上手くいってれば良いうところなのか、その辺りも含めて上手くいっていますというだとにあるのか、よく読むと県民の実際の声も聞こえてがい物値だけが組み合わされているという印象があったのですがいかがでしょうか。

真関環境エ

ありがとうございます。ただいまいただきました県民の皆様の

長

ネルギー課 声の部分ですが、確かにこの報告書自体の中にはそういったもの は書き込まれてはいません。現戦略があと2年、2020年度が最終 年度ということになっていまして、2021年度からの次の戦略を検 討していくというのが今のステージになっています。その中で、今 の事務局としての問題意識としましても、県民の皆様と対話し、取 り組んでいることや何が大事なんだという部分を周知していくこ とをしっかりやっていくことが大事なのではと考えておりまし て、次の戦略の策定の中では、県民の皆様との意見交換の場を設け ております。

> そうした中で、県民の皆様が感じられている意識をよく聴き取 る中で、次のステップを築きあげていかなければいけないかなと 考えています。ご指摘のとおり、数値の寄せ集めだけで作っている というような感じではない、実際のところ他県からも色々な面で 視察等に来てはいただいていますけども、それに頼らず、まずは足 元をしっかり固めていくことが大事じゃないかと考えております ので、ご意見を参考にして、次のステージに進んで参りたいと考え ています。

打越委員

考えてみたら昨年作った環境基本計画も、一つ前の環境基本計 画は、協働とパートナーシップで企業の経済と両立させながらみ んなで環境を守りましょう、という書きぶりではあったけれども、 結局経済と環境ってどうしたって二律背反なところがあって、そ れで今度の新しい環境基本計画は、県民一人ひとりの普及啓発に 力を入れる、というのが一番上の中項目に上がったと思うんです ね。パートナーシップよりも、一人ひとりに注視するという基本計 画が動き出しているところだと思います。やっぱり周知というの はどんなに行政職員が一生懸命やっていても驚くほど県民は聞い てくれなくて切なくなるものだと思いますけど、そこを繰り返し 情報発信する粘り強い地球温暖化対策をしていただきたいと思い ました。

平林議長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。今いただ いたご意見などを踏まえていただき、よりよいものを進めていた だければと思います。ありがとうございました。

次に報告事項イの「平成30年版長野県環境白書について」でご ざいます。

幹事の方から説明をお願いします。

環境政策課 高野課長補

環境政策課の高野と申します。

平成29年度に県が講じました環境保全に関する施策の状況等を

佐

まとめた平成30年版長野県環境白書につきましてご報告申し上げます。別冊の長野県環境白書概要版をご覧ください。

環境白書につきましては環境基本条例第11条におきまして、「知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。」とされており、この規定により毎年作成しております。

また、第三次長野県環境基本計画においては、施策の進捗状況について、当審議会へ報告することとしておりますので、各指標の動向を合わせてご説明いたします。

表紙を開いていただき、1ページをご覧ください。平成29年度の環境関係施策体系でございます。主要施策として、「参加と連携による環境保全」、以下5本の柱立てをしております。それぞれの施策に関する主要事業は右側に記載のとおりでございます。

続いて、2ページをご覧ください。平成29年度に実施した特徴的な事業6つを記載しております。1つは第四次環境基本計画の策定でございます。本審議会委員の皆様、専門委員の皆様のお力添えをいただきまして、昨年の3月に策定いたしました。新たにSDGsの視点を取り入れましたほか、本県の特徴でございます標高差に着目した施策展開、垂直ゾーニングでありますとか、地域別の特性と実施施策を取りまとめた水平ゾーニングなど、内容の充実を図ったところでございます。今後もこの計画の着実な推進を図ってまいります。

2つ目の国際会議につきましては、先ほど環境エネルギー課長から申し上げたとおりです。

3つ目の下水熱の利用でございます。年間を通じて安定しております下水の水温と気温との温度差である下水熱が再生可能エネルギーとして注目されております。従来、下水道の管理者でなければ活用できなかった下水熱について、平成27年度の法改正により民間業者も活用が可能となったことを受けまして、県では全国の流域下水道に先駆けまして、活用の仕組みづくりを行い、諏訪赤十字病院において活用を始めたところでございます。

4つ目の3年連続ごみ減量日本一の達成でございます。当県の一般廃棄物の1人一日当たりのごみの排出量は822gとなりまして、3年連続日本一を継続しております。今後も専用ポータルサイトの「信州ごみげんねっと」や「3010運動」によりまして、ごみ排出量800g以下を目指して、取組を進めてまいります。

5つ目の諏訪湖創生ビジョンの策定でございます。ヒシの大量 繁茂や貧酸素など新たな課題への対応のほか、生態系保全、水辺整 備、まちづくりの視点も含めた各種計画を融合させました「諏訪湖 創生ビジョン」を平成30年3月に策定いたしました。今後も「泳 ぎたくなる諏訪湖」、「シジミが採れる諏訪湖」、「誰もが訪れたくな る諏訪湖」を目指しまして、取組を進めてまいります。

最後に県立自然公園条例の見直しでございます。県立自然公園につきましては、条例によりまして開発行為を規制することにより、自然環境の保全を図ってまいりました。一方で公園の利活用に必要な施設につきましても一律に規制されてしまうため、施設整備が進んでおりませんでした。このためこうした施設を公園計画に新たに位置付けることによりまして規制の対象とする公園事業制度を導入したほか、地域と協働して公園管理を行う仕組みづくりを盛り込んだ条例の一部改正を行ったところです。

次に、先ほどご覧いただいた施策体系の5本の柱ごとに各施策をご説明いたします。3ページをお願いします。「参加と連携による環境保全」につきまして、「環境保全活動の推進」として、「信州豊かな環境づくり県民会議」及び「同地域会議」における環境活動の支援や信州環境フェアを開催いたしました。環境保全研究所では、JR長野駅等で実施しているサイエンスカフェや自然ふれあい講座等環境教育事業を実施しております。また、「環境影響評価による環境保全の推進」として、環境影響評価法等に基づき、事業者に対して、ページ右側下段の表のとおり知事意見等を通知しています。指標の動向につきましては、ページの上の方にある2つの指標については、いずれも目標を達成しております。

続いて4ページの「地球温暖化対策」につきましては、先ほど環境エネルギー課長から説明いたしましたので、指標の動向のみ説明いたします。温室効果ガスの総排出量については、努力を要するとなっております。最終エネルギー消費量につきましては、削減が順調に推移しております。最大電力需要につきましては、冬季において、更なる努力が必要となっております。自然エネルギー導入量、その下の発電設備容量は、順調でございます。一番下の発電容量でみるエネルギー自給率につきましては、目標を上方修正した結果努力を要するとなっております。

続いて5ページをご覧ください。「循環型社会の形成」につきましてご説明いたします。ページ上部の指標の動向をご覧ください。一般廃棄物排出量については、先ほど申し上げましたとおり「3年連続日本一」でございますが、目標の800gには届かず、進捗評価は努力を要するとなっております。次に、その下の指標、産業廃棄物総排出量は、目標値の436万3千トンに対して、442万7千トンと、下水道の整備に伴う汚泥の増により、努力を要するとなっております。産業廃棄物の主なものには、汚泥のほか、がれき類、金属くずなどがございますが、これらについては減少しております。その下、廃棄物3尺実践協定の協定締結事業者数につきましては、協定の対象事業者のうち、建設業については順調ですが、製造業や廃棄物処理業では締結事業が増加しておらず、努力を要するとなっ

ております。

続いて6ページをご覧ください。「水・大気環境の保全」につきましてご説明いたします。はじめに、水環境の保全でございます。水質の常時監視として、河川や湖沼の定点観測を毎月行っております。ページー番上の指標の動向について、河川の BOD は概ね良好でございます。湖沼の COD の環境基準達成率は 42.9%と、目標達成には至っていない状況でございます。その下の地下水につきましは、目標達成しております。汚水処理人口普及率につきましては、97.8%と全国第6位となっており、概ね目標を達成しております。

続いてページ中段をご覧ください。大気環境保全につきまして、 始めに、大気の常時監視でございます。大気中汚染物質の経年変化 等を把握するため、24 時間定点観測を行っています。この結果、 光化学オキシダントを除いて、全ての項目で環境基準を達成して います。なお、光化学オキシダントの環境基準は厳格に設定されて おり、全国的にも環境基準を達成している団体はございません。続 いて、右隣の自動車交通騒音の評価につきましては、県と19市に より、自動車交通騒音の評価を行っており、目標を達成しておりま す。

最後に7ページをご覧ください。「自然環境の保全」につきまして、生物多様性の確保として、県では、ササユリやライチョウなど指定希少野生動植物等の指定を行っております。また、市民団体と企業や学校等が協働して生物多様性の保全活動を行う「人と生きものパートナーシップ推進事業」を実施しており、平成29年度は、新たにサッポロビールと協定を締結しております。ページ右側上段、県内の自然公園は、国立、国定、県立合わせて14地域が指定されております。世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しまして、「自然公園グレードアップ構想」により、自然公園の魅力アップを図ってまいりました。各指標の動向については、いずれの評価も順調となっています。以上ご説明いたしました第三次環境基本計画の達成状況を踏まえ、第四次計画を推進してまいります。

平林議長

ありがとうございました。これは概要版ということで、また本体 もございますのでご覧いただければと思います。

次に報告事項ウの「平成31年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」でございます。

幹事の方から説明をお願いします。

説明は以上でございます。

鈴木環境参

環境政策課長の鈴木でございます。私からは、環境部の平成31年

策課長

事兼環境政 | 度の当初予算の概要につきまして説明をさせていいただきます。 資料4-1をお願いいたします。

> まず、1の「予算の総額」でございますが、平成31年度の環境部 の当初予算額につきましては、一般会計で56億5,011万8千円とい うことで、前年度に比べ4億円余の増となっております。また、流 域下水道事業につきましては、166億715万8千円でございまして、 事業内容をより明確化するために、来年度から企業特別会計に移 行することとしております。

> 2の「予算のポイント」でございます。平成31年度は「しあわせ 信州創造プラン2.0 及び「第四次長野県環境基本計画」に基づき まして、SDGsの視点から、「脱炭素社会の構築」や「生物多様 性・自然環境の保全と利用」などの環境施策を総合的かつ計画的に 推進いたしまして、本県の豊かな自然を次世代に引き継ぐととも に、県民の確かな暮らしの実現を図ってまいります。

> また、本年6月15・16日に軽井沢町で開催されます「G20関係閣僚 会合」の開催に向けた準備を進めますとともに、県の魅力を国内外 に発信してまいります。

> 次のページをお願いいたします。環境部の施策体系でございま す。一番左が「しあわせ信州創造プラン2.0」の体系、その右側に 「第四次長野県環境基本計画」の体系を記載してございます。第四 次の計画では、「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、

> 「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環 境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つの柱に沿って主要事業を 記載しております。このうち、主な事業につきまして、次のページ で説明をさせていただきます。

> まず「持続可能な社会の構築」でございます。「1 信州環境力 レッジ事業費」でございますが、県民の環境保全に関する意識の向 上を図るため、昨年7月から、環境に関する講座情報を一元的に発 信し、県民が受講しやすい環境を整備するとともに、環境教育の機 会を提供する団体の活動を支援する事業を展開しております。 来年度は、カリキュラムの充実やWEBサイトの利便性向上など により、受講者の一層の拡大を図ってまいります。

> 次に「2 G20関係閣僚会合推進事業費」でございます。G20関 係閣僚会合の開催準備を進めますとともに、会合開催を契機とし て、県の魅力の国内外への発信と、環境・エネルギー政策等の進展 を図ってまいります。

> 次に「脱炭素社会の構築」でございます。「3 次期長野県環境 エネルギー戦略の重点施策構築事業費」ということで、2020年に改 訂予定の「長野県環境エネルギー戦略」をより実効性の高い戦略と するため、改定の検討に必要な基礎データを収集するとともに、県 民意見の集約に向けたセミナーを開催し、重点施策の構築を行っ

てまいります。

次に「4 再生可能エネルギー推進事業費」でございます。再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県内事業者の育成や、支障事例の解消に向けた取組を支援するとともに、「ソーラーマッピング」を構築して、太陽光発電や太陽熱の利用を促進してまいります。

次のページをお願いいたします。「5 地球温暖化適応策推進事業費」でございます。気候変動に関する科学的なデータや適応例などの情報収集・提供等を行います「信州気候変動適応センター(仮称)」を設置して、気候変動の影響による被害の回避・軽減に向けた市町村や企業の取組を支援してまいります。

次に「自然環境の保全と利用」でございます。「6 自然公園管理事業費」として、県内の美しい自然公園を次世代に継承し、貴重な自然資源として有効活用を図るため、事業が2つございますが、まず、1つ目として「魅力ある自然公園づくり事業」ということで、外部有識者の意見を取り入れて利活用を推進してまいります。また、2つ目の「信州ネイチャセンター構築事業」につきましては、森林など自然の魅力を伝えるエコツーリズムガイドの育成などを進めてまいります。

次に「水環境の保全」でございますが、「7 諏訪湖創生ビジョン推進事業費」といたしまして、「泳ぎたくなる諏訪湖」、「シジミが採れる諏訪湖」を目指して、来年度は新たに、底層溶存酸素量の類型指定に向けた貧酸素・底質改善手法の検証や、A I を活用して膨大なデータから貧酸素水塊の発生・拡大条件の分析などを進めてまいります。また引き続き、官民協働して湖内のヒシの除去などに取り組んでまいります。

最後に「循環型社会の形成」でございますが、「8 チャレンジ800ごみ減量推進事業費」として、ごみ減量日本一を継続するため、県民や市町村等と協働して、食品ロスの削減等による廃棄物の3Rの取組を推進してまいります。来年度は、得に使い捨てプラスチックごみの削減等に係る啓発を重点的に実施してまいります。

以上が、環境部の平成31年度の主要な事業でございます。どう ぞ、よろしくお願いいたします。

巾崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長

資料4-2をお願いいたします。

林務部の予算から鳥獣対策・ジビエ振興室に関わる予算については、総額3億6940万5千円で、前年に比べまして2137万4千円の増となっております。

狩猟対策事業費としましては、1927万6千円を計上しており、狩 猟免許の交付に関わる事務経費、安全狩猟実技訓練講習に関わる 経費等になっています。 鳥獣保護管理事業費としましては、5407万7千円を計上しており、鳥獣の保護管理、適正な狩猟の監督などのための鳥獣保護管理員の任用等に要する経費と2021年からの5カ年の第5期ニホンジカ管理計画を策定するための基礎資料として生息域、生息密度等を全県的に把握するためのニホンジカの生息状況調査の経費です。

野生鳥獣総合管理対策事業費として、2億9432万6千円を計上しています。鳥獣被害に対する防除対策、捕獲対策とそれらを補完する各種調査の事業費です。

信州ジビエ総合振興対策事業費として、2172万6千円を計上しています。これは捕獲した主にニホンジカのジビエ振興を図る事業費です。

次に新たな事業について説明いたします。2ページの大型獣緊急捕獲・放獣事業です。従来ニホンジカ等を捕獲するために設置したわなにツキノワグマ等の許可されていない獣を誤って捕獲した場合の放獣に関わる経費について、市町村に対して支援してまいりました。最近市街地等に大型獣が出没する場合があり、場所がら人身被害に直結する場合もあり、迅速な対応が求められます。これまで、このような対応に要する経費への支援がなく、このような不測の事態に対応するため新たな支援メニューを設けるものです。

3ページの高度捕獲技術者育成事業です。ニホンジカの捕獲は、 従来の方法では捕獲が難しくなってきており、捕獲数が伸びない 状況になっています。従来捕獲が行われていないような高標高地 等で県が実施主体となって新しい技術、方法で捕獲をする必要が ありますことから、シカの警戒心を高めず捕獲する技術などを持 つ捕獲技術者の育成を図っていくものです。来年度から2022年度 まで県内の狩猟免許所持者の中から一定要件を満たす方を公募い たしまして、一年に約5名を選定し、2年間に渡って必要な知識、 技術の講習を行い、2年を一期としまして、4年間で15名を育成し ていくという計画でございます。

林務部鳥獣対策・ジビエ振興室からの説明は以上です。

平林議長

ありがとうございました。「なぜこんなに予算が少ないのか」といったいろいろなご意見があるかとは思いますが、またパブリックコメント等で別の機会にご意見等を出していたただければと思います。

それでは本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見・ご質問等はございますか。

杉本委員

先ほどお礼を申し上げるのを忘れてしまったのですが、中央ア

ルプスの国定公園化に向けてはしっかり取り組んでまいりたいと 思います。ありがとうございました。

中村委員

水大気環境課にお願いがございます。2016年にワカサギの大量 死がありましたが、今年も降水量が少なく暖かい年なのでもしか したら二の舞にならないか不安があるので、その注意をお願いし たいと思います。

平林議長

他に全体を通して何かありますか。

才川委員

長野県環境白書の概要版に関してですが、視点のところで、 長野県ではまだまだSDGsに関して県民への周知がとても少な いと思いますので、こういった概要版で県民に触れる中では、是非 3ページからで結構ですので、主要施策ごとの取組の項目 横のところでも結構ですので、17項目のうちの特に触れるところ を掲載していただければいいかと思います。要望です。

平林議長

貴重なご意見ありがとうございます。他に全体を通して何かありますか。

打越委員

平成30年版白書とはいえ、データは平成29年度のものがまとまったところで出しているものですので仕方ないのですが、平成30年度版といいながら見開きを開くと平成29年度の施策体系、しかも第三次基本計画の施策体系になっています。先ほど発言したとおり、第四次の施策体系では、一人ひとりの環境意識の醸成に力を入れていると思いますので、口頭で説明することがある時には、今後の方向性としてはそちらに力を入れていくことを一言伝えていただきたいと思います。

平林議長

そのとおりだと思います。他にいかがでしょうか。よろしいですか。ご意見等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

それでは、本日の審議会が私ども委員の在任中の最後の審議会 となりますことから、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本当に皆様、これまでご協力をいただいて、ありがとうございま した。

この審議会は、廃棄物対策のこと、県の自然環境保全のこと、水環境の保全のこと、温暖化対策のこと、鳥獣保護対策のことなど、扱う範囲が非常に広いため、それぞれのご専門の皆様方にこのような形で関わっていただいて、様々なご意見をいただくことによ

り、よりよいものを幾つもとりまとめることができました。私も議長をしていて、非常によい答申を幾つもまとめることができたと思っており、充実感があります。皆様方には本当にお世話になり、ありがとうございました。

これから先の社会情勢ですが、キーワードとして「高度化」、「複雑化」、「多様性」というものが叫ばれてきております。AI社会に突き進んでいく中で、今までは「知識」を頭に入れることが中心であったものが、これからは「知恵」を使う、頭を使っていかなければいけない時代になってくると言われています。是非、長野県の素晴らしい環境を次世代に受け継いでいくために、皆様方には、継続して、外から、内からご協力をいただかないといけないと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

これで私の任は終了させていただきます。本当にご協力ありが とうございました。それでは、以上をもちまして、議長の務めを終 わらせていただきます。

司会

平林会長様、委員の皆様ありがとうございました。終わりに高田環境部長から挨拶を申し上げます。

高田環境部 長 ただいま平林会長様からご挨拶をいただきました。私からも一 言お礼を申し上げます。

平成29年4月から2年間、皆様には長野県環境審議会委員として、本県の環境行政に関わる多くの案件につきまして熱心にご審議をいただき、貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

また、平林会長様におかれましては、論点を明確に整理して議論が更に深まるよう議事を進行していただくなど、審議会の運営に大変ご尽力をいただきましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

先ほど会長様からもお話がございましたが、今の環境問題は大変幅が広くなっておりまして、地球規模で多くの困難な課題を抱えているところでございます。

今後も、県の環境行政の推進に当たりましては、国や市町村をは じめ、県民の皆様、企業、関係団体など、あらゆる主体の皆様と連 携をいたしまして、ご理解、ご協力をいただきながら、進めてまい りたいと存じます。

これまでの委員の皆様方のご尽力に、改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも、それぞれのお立場で本県の環境行政の推進にご協力いただきますようお願い申し上げ、また、皆様の今後ますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のあいさつといたします。

	本当に2年間ありがとうございました。
司会	以上で本日の審議会を閉会させていただきます。大変お疲れ様 でございました。